

## 労働市場の動向(平成27年7月内容)

### 【求人動き】

- 新規求人数は全数が1639人で、前月比26.1%と大幅に増加した。また、対前年同月比でも27.4%と大幅に増加した。このうち一般求人数は1092人で前年同月比20.1%と大幅に増加、パート求人数は547人で前年同月比44.7%と大幅に増加した。
- 有効求人数は全数が3769人で、前月比4.9%とやや増加した。また、対前年同月比でも17.4%と大幅に増加した。このうち一般求人数は2696人で前年同月比16.3%と大幅に増加、パート求人数は1073人で前年同月比20.2%と大幅に増加した。

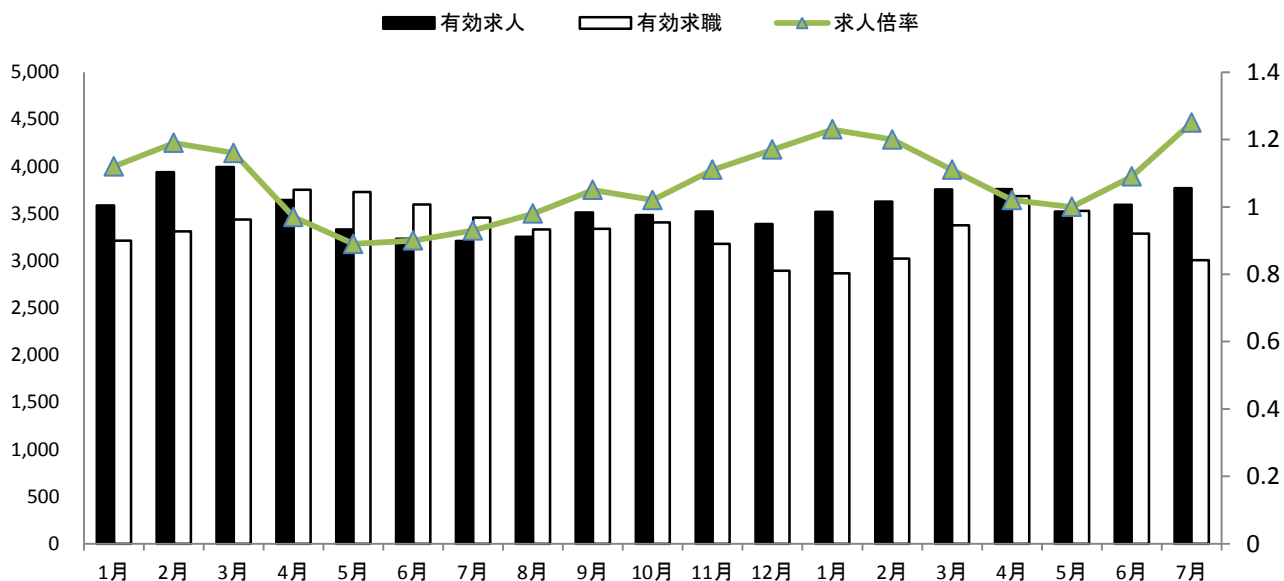
### 【求職の動き】

- 新規求職者数は全数が770人で、前月比3.3%とやや減少した。また、対前年同月比でも4.9%とやや減少した。このうち一般求職者数は568人で前年同月比9%とかなりの程度減少、パート求職者数は202人で前年同月比8.6%とかなりの程度増加した。
- 有効求職者数は全数が3005人で、前月比8.6%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比でも13.1%とかなり大きく減少した。このうち一般求職者数は2104人で前年同月比13.3%とかなり大きく減少、パート求職者数は901人で前年同月比12.8%とかなり大きく減少した。

### 【その他の動き】

- 管内における事業廃止は7事業所で、業種は木材木製品製造業1社、運輸業2社、小売業2社、飲食サービス業1社、サービス業1社となっている。事業廃止・事業縮小等による離職者は16名だった。

## 求人・求職の動き



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
有効求人	3,586	3,941	3,995	3,643	3,332	3,234	3,211	3,254	3,512	3,486	3,523	3,390	3,520	3,628	3,756	3,759	3,524	3,594	3,769
有効求職	3,212	3,312	3,439	3,753	3,731	3,596	3,459	3,332	3,339	3,406	3,181	2,893	2,866	3,025	3,377	3,685	3,529	3,288	3,005
求人倍率	1.12	1.19	1.16	0.97	0.89	0.9	0.93	0.98	1.05	1.02	1.11	1.17	1.23	1.2	1.11	1.02	1.00	1.09	1.25

## 事業主の皆様へ

# 9月は「障害者雇用支援月間」です

## 障害者雇用にご協力をお願いします

※※障害者の法定雇用率は平成25年4月1日より**2.0%**に引き上げられています※※  
事業主は、障害者雇用率(いわゆる法定雇用率)によって計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければなりません。

### 【障害者雇用率制度】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般の民間事業主は、その常用労働者数の**2.0%**以上の障害者(身体障害者又は知的障害者)を雇用しなければなりません。

雇用率算定に当たっては、重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとカウントし、短時間労働者(週所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度身体障害者や重度知的障害者は1人としてカウントできます。また、短時間労働者である重度以外の身体障害者や知的障害者については、平成22年7月から0.5人としてカウントできることとなりました。精神障害者については、従前どおり短時間以外の労働者は1人として、短時間労働者については0.5人としてカウントできます。

ハローワークにおいては、種々の支援策を活用しながら、就職を希望する障害者に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用等の支援や、事業主に対する障害者雇用の指導・支援を行っています。特に、福祉、教育、医療から雇用への移行の促進が重要な課題となっていることから、地域の関係機関との連携を一層強化しながら、よりきめ細かな支援・指導を実施しています。

## 「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されました

平成27年4月から、常時雇用している労働者数が**100人**を超える事業主が対象になっています

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律を改正する法律(平成20年法律第96号)

平成28年4月から、前年度(平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

◎ 詳細につきましては、

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

宮城支部 高齢・障害者業務課 (電話 022-713-6121) まで

